

第22期第2回山口県内水面漁場管理委員会
議 事 録

令和7年3月12日

山口県内水面漁場管理委員会

第 2 期第 2 回山口県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 3 月 1 2 日（水） 午後 1 時 2 4 分～
- 2 開催場所 山口市滝町 1 番 1 号 山口県庁 1 0 階 漁業調整委員会室
- 3 招 集 者 山口県知事 村岡 嗣政
- 4 開催通知を 令和 7 年 3 月 3 日（月）
発した日
- 5 通知した議題
(1)議題
第 1 号議案 コイヘルペスウィルス病まん延防止に関する委員会指示について
(委員会指示更新)

(2)その他（報告事項）
ア 漁業法第 9 0 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について

6 出 席 者

（委員：1 0 名）

荒木 晶、米村 義信、岩本 憲慈、板垣 幸男、品川 石和、藤井 祐司、野
川 顕秀、久保田 啓子、林 里織、西村 絵美

（県及び事務局）

農林水産部水産振興課

生産振興班

主任 森岡 理恵子

漁業調整取締班

主査 吉中 強

主査 枝廣 直樹

技師 大谷 拓也

岩国・柳井・周南農林水産事務所

主査 土井 健一

山口・美祢農林水産事務所

主査 田中 全

萩・長門農林水産事務所

主任技師 岡本 訓明

下関水産振興局

主査 金近 哲彦

山口県内水面漁場管理委員会事務局

事務局長 向井 秀

書記 中元 佑香

7 付議事項及び審議結果

(1)議案

第 1 号議案 コイヘルペスウィルス病まん延防止に関する委員会指示について

(委員会指示更新)

【結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

(2) その他（報告事項）

- ア 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について
水産振興課から報告がされた。

8 傍聴人 なし

9 審議の概要

向井事務局長 事務局長の向井でございます。昨年末行われました第1回委員会及び辞令交付式を体調不良により欠席しまして申し訳ございませんでした。
引き続きよろしくお願いいたします。
定刻より若干早いようですが、本日出席予定者は全員お揃いですので、ただ今から、第22期第2回山口県内水面漁場管理委員会を開催します。
本日は委員定数10名全員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことを報告します。
議事に入ります前に会長からご挨拶をお願いします。

荒木会長 本日は、大変ご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。
本日の委員会は議題が1件、コイヘルペス病の委員会指示に関する議題となっております。委員の皆様方の慎重なご審議をお願いし、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

向井事務局長 ありがとうございました。それでは以降の議事進行は荒木会長にお願いいたします。

荒木会長 それでは議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。今回は、板垣委員、品川委員にお願いします。
それでは議事に入ります。第1号議案「コイヘルペスウィルス病まん延防止に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局書記の中元です。
資料の1ページをお開きください。

第1号議案について、令和7年2月23日付で山口県農林水産部長から当会長あてに委員会指示の更新依頼がありました。

説明は、水産振興課からお願いします。

森岡主任

資料の2ページをお開きください。

コイヘルペスウィルス病、いわゆるKHV病について概要をご説明します。

発生状況としましては、平成15年に国内で発生してから本県におきましては平成17年度から発生が確認されており、水温が18℃から25℃において発病しやすくなっています。

※の部分にありますとおり、KHV病は持続的養殖生産確保法第2条第2項により特定疾病に指定されています。

発生した場合、速やかに蔓延防止に関する対策を取ることとなっており、養鯉場、個人の池等の管理水域では持続的養殖生産確保法に基づく命令によりこいの殺処分、池等の消毒を行うことになります。

持続的養殖生産確保法は所有者、管理者が分かっているこいについて対象としていますが、こいが無主物になっている天然水域については、水産庁の指導により委員会指示による移動禁止措置を取る必要があります。

天然水域における移動禁止措置については、コイヘルペスウィルス病の病原体であるコイヘルペスウィルスを持っている可能性のあるこいを他の水域に移動させないことにより蔓延防止を行うこととしています。

続いて資料3ページをご覧ください。

本県におけるKHV病の発生状況を示しており、天然水域では令和元年度に下関の檀具川で発生して以降はKHV病の発生はありません。

管理水域の発生状況については、表のとおりとなっています。

資料の4ページをご覧ください。

本県においては、檀具川を含め、過去13の天然水域でKHV病が発生しており、現在の委員会指示の対象水域となっています。

資料5ページをご覧ください。

天然水域でKHV病が発生した時の対応フローを示しています。

県民等から未発生水域でこいが死んでいるなどの通報が入り次第、農林水産事務所等が現地調査をし、発生の疑いがあれば、検体を確保して水産研究センター内海研究部に搬入してPCR検査を実施します。

検査の結果が陽性であれば、県庁で対策本部会議、現地で対策協議会を設置して蔓延防止の対策を取り、国の検査で陽性となれば、二重線にありますとおり管理委員会を緊急に開催し、委員会指示の発動となります。

近年の事例では、令和元年7月に檀具川において、国の検査でKHV病が確定したことから、急遽委員の皆様にお集まりいただき、審議して

もらいまして委員会指示を発動しています。

それでは、続きまして資料6ページをお開きください。

参考までに管理水域でKHV病が発生した時の対応フローを示していますが、この場合、発生に際し管理委員会の招集はありません。

資料7ページをご覧ください。

只今説明しましたコイヘルペスウィルス病の蔓延防止措置のための委員会指示の更新案を示しております。

内容としましては、これまでと同様に（1）から（13）の水域において、コイヘルペスウィルス病の蔓延を防止するため、こいを該当水域の外に持ち出し、かつ他の水域に放流又は遺棄してはならないというものです。

指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間としています。

ご審議について、よろしくお願いします。

荒木会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご意見はありますか。

向井事務局長 この度は委員会指示の更新ですが、今後、新しい水域で発生があった場合、皆さんに急遽お集まりいただきまして、委員会指示の発動を決定していただくことになりますので、よろしくお願いします。

品川委員 もしこいが死んだのを発見した場合、報告義務はあるのでしょうか。また、どこに報告したらよいのでしょうか。

森岡主任 市町か最寄りの農林水産事務所に報告していただいたらと思います。

品川委員 これは、報告しなければいけない義務はあるのでしょうか。

森岡主任 なるべく報告していただきたいと思います。

米村副会長 報告することになっています。

品川委員 報告することになっていますが、義務はない訳ですね。

向井事務局長 コイヘルペスウィルス病で死亡するだけでなく、有害物質が流れて死亡する場合がありますので、まずは保健所にも通報していただけたらと思います。

荒木会長 それは、規模的に大量に死んでいる場合ですか、一匹でも死んでいる場合ですか---

向井事務局長 通常一匹位天然水域で死んでいる場合は、病気かどうかの判断はできないと思います。

米村副会長 何匹か死んでいてこれはおかしいということになれば通報すれば良いと思います。

向井事務局長 この病気はこいだけに発生するものなので、現場でこいの他に他の魚が死んでいるということになれば、これはコイヘルペスウィルス病ではなく他の原因ということが推察されます。

品川委員 分かりました。

荒木会長 異常を感じられたら報告するという事でよろしいと思います。

岩本委員 コイヘルペスウィルス病というのは、一回発生したら発生水域にどの程度の期間原因ウィルスが残るものでしょうか。

森岡主任 発生した水域ではウィルスが残留するという事です。

岩本委員 一回発生しても何年かで原因ウィルスがいなくなるということはないのですか。

森岡主任 発生すればその水域に残留し続けるということです。

荒木会長 そのための更新ということなのでしょうか。
他にご意見ございせんでしょうか。

-----意見等なし。-----

荒木会長 よろしいでしょうか。
他にご意見等がないようですので、第1号議案について、原案のとおりで指示することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

荒木会長 全員異議なしと認めます。
第1号議案については、原案どおり指示することとします。
本日の議題は以上となります。
続いて、報告事項に移ります。「漁業法第90条第2項に基づく資源管

理状況等の報告について」水産振興課より説明をお願いします。

大谷技師

水産振興課の大谷です。座って説明いたします。

資料の 8 ページをお開きください。

報告事項ア 漁業法第 90 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告事項について県に報告が上がっていますので、内水面漁場管理委員会に報告いたします。

まず 1 番の資源管理の状況等の報告のところですが、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用その他省令で定める事項について年 1 回以上知事に報告することとなっています。

当該報告を受けた知事は、漁業権が適切かつ有効に活用されているかどうかの判断の基礎として利用しています。

また、意見を付して内水面漁場管理委員会に報告し、必要に応じて適切かつ有効の判断について議論を要請することとなっています。

続いて 2 番の作成留意事項に移ります。

令和 3 年 2 月 山口県農林水産部水産振興課長通知を抜粋しているものになります。

当該報告は、漁業権の活用状況に関する公的資料となることから可能な限り内容が充実するように努める必要があります。

報告書の作成に当たっては、労務負担を軽減する観点から当面次のような工夫を挙げています。

①複数の共同漁業権の免許を受けている場合において、漁業権ごとに行使者数や水揚量、金額を区分することが困難な場合は、複数の漁業権をまとめて作成しても良いこととしています。

②一部の漁業の種類を統合して集計、記載しても良いこととしています。

③水揚量や水揚金額に関しては、現行の各漁業協同組合の業務執行体制において把握できている範囲において集計、記載し、これ以外にも系統外出荷が存在しますと記載しても良いこととしています。

続いて 3 番の提出状況です。

共同漁業権第 1 種が 4 件、第 5 種が 17 件、区画漁業権が 3 件で、令和 5 年時点で免許されている漁業権を有する漁業権者全てから報告がなされています。

続いて 4 番の提出内容についてですが、A3 でまとめております「資源管理の状況等の報告（内水面）」の資料になります。

こちらに漁業権者から提出いただいた報告をまとめております。

後ほど確認いただければと思います。

続いて 5 番の意見です。

提出された報告について「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について」の別紙 3「法第 91 条の規定による指導又は勧告に関するチ

ェックシート」に基づき確認したところ、一部について魚種別採捕数量等が把握できていない漁業権者も見受けられました。

本報告は、令和２年１２月に施行された改正漁業法により新設されたものであり、漁協によっては、組合員の採捕実態を把握したくても、指導上の根拠がないので困っているとの意見も出されていたことから、漁業権切替えに併せて、国の指導も踏まえ、漁業権行使規則に「所属漁協に組合員行使権に基づいた魚種別採捕量等に関する報告義務」を盛り込んでいます。

利用が低調な漁業権については、行使者の減少、高齢化や環境変化による資源状況の悪化により操業頻度が低下していることも一因と考えられます。

現状において、法第９１条第１項に基づく指導及び勧告の対象となる事例はありませんが、漁業権の利用実態を把握し、適切かつ有効に活用することは漁業権者に課せられた義務であることから、引き続き、適切な制度運用を各漁協に指導するとともに、今後、指導及び勧告に係る実施基準について検討し、法第９１条第１項の規定に該当するような事例が確認された場合は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で指導することとしたいと思っています。

参考にですが、１０ページ以降に根拠法令を記載しております。

報告は以上になります。

荒木会長 ただ今水産振興課から説明がありましたが、どなたかご質問はありますか。

-----質問なし。-----

荒木会長 以上を持ちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

-----特になし。-----

荒木会長 特にないので、それでは、以上で本日の委員会を終了します。慎重なご審議ありがとうございました。

(午後１：４２終了 開始から１８分後)

上記のとおり第２２期第２回山口県内水面漁場管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員２名が署名押印した。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人